### 第3回 ジェトロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会

- 1.日 時: 2006年12月26日(火) 14:00~17:00
- 2.場 所: ジェトロ本部 5階 A会議室
- 3.プログラム:
- (1)ジェトロ事業における環境配慮上の問題点について
- (2)貿易・投資を巡る国際的な枠組み、ルール、これまでの経緯について
- (3)最近のCSRを巡る動きについて
- (4)事務連絡

以 上

### 添付資料:

ジェトロ・テレビ番組「世界は今 JETRO Global Eye」より 貿易・投資と環境・社会配慮 国際的枠組みに関する一つの整理 最近のCSRを巡る動きについて

### ジェトロ・テレビ番組「世界は今 JETRO Global Eye」より

- 1. アジアに売り込め!中小企業の技術 (2006年11月25日放映) 秋田県の製造業2社の輸出事例紹介 シマックス社 温度制御装置メーカー TECT 社 ハンダ付け関連機器メーカー
- 2. 中国·華南とベトナムの投資環境を視察 (2006 年 12 月 23 日放映) 華南·ベトナム投資ビジネスミッション(2006 年 12 月 3 日~10 日派遣、27 名参加)の紹介

### 「世界は今 JETRO Global Eye」について

ジェトロでは、国際ビジネス情報番組「世界は今 JETRO Global Eye」を放送中です。国内外のネットワークをフルに活用し、世界の経済・産業の最新動向や貿易・投資などの国際ビジネスに役立つ情報をテレビやインターネットを通じ、皆様にお届けしています。

<放送チャンネル・時間>

日経 CNBC 土曜日 22:30~23:00、日曜日 9:00~9:30

東京 MX テレビ 日曜日 8:30~9:00、21:30~22:00

# 貿易·投資と環境·社会配慮 国際的枠組みに関する一つの整理

ジェトロ総務部環境班 主査 藤崎成昭

# 途上国の環境規制は緩いのか?(1) 有害廃棄物の越境移動のケース

- (1)先進国 先進国
  - 1976年イタリアのセベソで起きた農薬工場の爆発事故でダイオキシン汚染 汚染された土を詰めたドラム缶が1983年に北フランスで発見される
- (2)先進国 途上国
  - 1988年ナイジェリアのココ港付近でイタリアからの大量の有害廃棄物が搬入、投棄されていたことが判明

# 途上国の環境規制は緩いのか?(2) 有害廃棄物の越境移動のケース

◆ 先進国から途上国への越境移動の背景 先進国内では法的規制および技術基準が厳格 化されたことで、処分コストが上昇 途上国では有害廃棄物の管理体制が不備 輸出する側(先進国)、輸入する側(途上国)それ ぞれに経済的インセンティブ

ニッソー事件:日本からフィリピンに医療廃棄物等を古紙と偽って輸出(1999年12月)、輸出者が倒産、国が行政代執行により引き取り処分費用負担

## 環境規制の強化への企業の反応(1) Pollution Haven仮説

- ◆環境規制の緩い発展途上国へ、先進国の 汚染集約産業が生産拠点を移す(公害輸 出論) 製鉄業における焼結プロセスの 海外立地、廃バッテリーからの鉛回収
- ◆企業が必ずしも環境基準のみを考慮して 生産拠点を選択するわけではないことは 実証されている

## 環境規制の強化への企業の反応(2) Porter仮説

- ◆環境規制が設定、強化されれば、この新たな費用負担に直面した企業、産業の国際 競争力は低下する?
- ◆ M.E.Porter:環境規制の強化によって促進される技術革新は、規制に伴う費用負担を相殺するばかりではなく、生産性の向上、国際競争力の増大をもたらし得る。 例えば、日本の自動車産業を想起されたい。

# 途上国の環境規制は緩いのか?(3) 環境規制導入の南北比較

- ◆ 高度成長期の日本人の意識:工場から立ち昇る煙は「繁栄の象徴」(日本人一般の「不文の行為コード」) 公害被害
- ◆「公害反対!」「〈たばれGNP!」= 公害被害地域の住民の声が身近の地方自治体を動かす(公害防止条例、公害防止協定)
- ◆「公害国会」(1970年)と中央の行政の転換
- ◆ 途上国では先進国の経験に鑑み、政府による環境関連法規の制定が先行する

### 表 - 1 アジア諸国における環境関連法の最初の制定

中国	1979年	環境保護法(試行)		
韓国	1977年	環境保全法		
台湾	1974年	水汚染防治法		
	1974年	廃棄物清理法		
	1974年	空気汚染防治法		
フィリピン	1976年	Presidential Decree 984, Revising Pollution Control Law (RA No.3931)		
	1977年	Presidential Decree 1151, Philippine Environmental Policy		
	1977年	Presidential Decree 1152, Philippine Environmental Code		
タイ	1975年	Improvement and Conservation of National Environmental Quality Act		
マレーシア	1974年	Environmental Quality Act		
インドネシア	1982年	Environmental Management Act		
インド	1974年	The Water (Prevention and Control of Pollution) Act		
ベトナム	1993年	Law on the Protection of the Environment		
	1994年	Decree on Protection of the Environment		

(出所) 筆者作成。

表 - 2 主要な二酸化炭素排出国

	人口	国民所得	一人当たり	二酸化炭素排出量		同一人当たり	
	(百万人)	(10億ドル)	国民所得(ドル)	(百万トン)		(トン)	
年	2003	2003	2003	1990	2000	1990	2000
アメリカ	291	11,012.6	37,870	4,815.9	5,601.5	19.3	19.8
中国	1,288	1,416.8	1,100	2,401.7	2,790.5	2.1	2.2
ロシア	143	374.8	2,610	1,984.0	1,435.1	13.3	9.9
日本	128	4,360.8	34,180	1,070.7	1,184.5	8.7	9.3
インド	1,064	570.8	540	675.3	1,070.9	0.8	1.1
ドイツ	83	2,085.5	25,270	890.2	785.5	11.1	9.6
イギリス	59	1,680.1	28,320	569.3	567.8	9.9	9.6

(出所) The World Bank(2005), 2005 World Development Indicators, Washington D.C.:

The World Bank

# 執行(enforcement)とは?

- ◆ ルール違反を監視(モニター)し、ルールの 違反者にはペナルティーを与える営為
- ◆日本の公害規制法: 公害発生施設の設置者は排出基準の遵守義務を課せられる。公害規制行政庁は、発生源の監視のため、設置の届出、報告徴収・立入検査、改善命令、等の権限を持つ。 排出基準違反がある場合には行政罰の適用がある。

# 環境問題への対応:南北間の相違

先進国では「法の不在(ルールの 欠如)」の下で深刻な公害被害が 発生

途上国ではむしろ「執行の欠如」 が問題

# マレーシアの経済開発実績

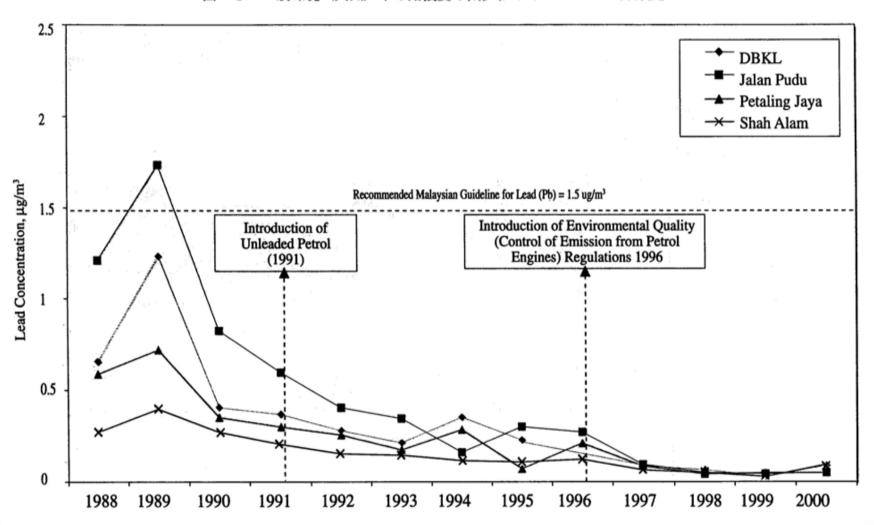
- ◆ 1957年独立以来の成長率は年平均6~8%。
- ◆ 1980年代後半以降の10年余りは10%超。
- ◆ 1997年に一人当たり国民所得4530ドル。
- ◆ 貧困率: 1971年40%、1995年9.6%。
- ▼ アジア危機を乗り越えて再び成長軌道へ。
- ◆ 実質GDP成長率5.2%(03年)、7.1%(04年)。
- ◆ 人口2558万人(04年央)、一人当たり国民所得3880ドル(03年)。

### アジア諸国における環境対策の進展

- ◆法の整備 表一1を参照。
- ◆ 法の執行(マレーシアの事例) 汚染対策 面でも優れた実績。
- ◆ 法の執行(フィリピンの事例) 「何人も、 許可なしに、または許容条件に違反して、 汚染物質排出してはならない」という規制 の原則ではマレーシアと同じ。しかし、執行 の弱さが問題 表ー4を参照。

### マレーシア:汚染対策でも優れた実績

- ◆ 早期に環境基本法(公害規制法)を制定 the Environmental Quality Act 1974(表一1)。
- ◆ EQAを根拠法として今日まで26の規則、命令を 制定。
- ◆ まず伝統産業(ゴム、パーム油)の廃水処理に取り組み成果を上げる。
- ◆ 大気汚染面でも成果 有鉛ガソリン対策。
- ◆ 熱帯林問題、パーム農園開発に伴う問題、等では世界的な批判も受けている。



Department of Environment(MOSTE), Malaysia Environmental Quality Report 2000, p.22.

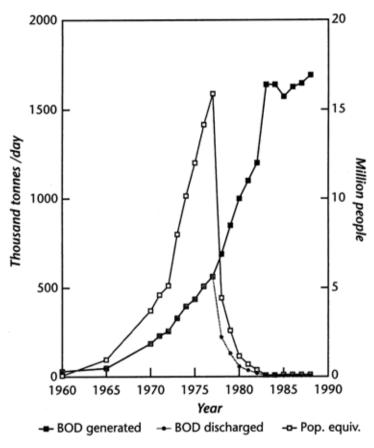


Figure 10.1 BOD load from CPO mills

Jeffrey R. Vincent, Rozali Mohamed Ali et al., Environment and Development in a Resource-Rich Economy: Malaysia under the New Economic Policy, Harvard University Press, 1997, p.321.

表 - 3 アジア諸国の大気汚染状況

	人口	国民所得	一人当たり	PM10	$SO_X$	NO <sub>X</sub>
	(百万人)	(10 億ドル)	国民所得(ドル)	( µ g/m <sup>3</sup> )	( µ g/m <sup>3</sup> )	( µ g/m <sup>3</sup> )
年	2003	2003	2003	1999	1995	1995
					~ 2001	~ 2001
日本	128	4,360.8	34,180	43	18	68
中国(北京)	1,288	1,416.8	1,100	106	90	122
中国(重慶)				147	340	70
中国(上海)				87	53	73
インド(デリー)	1,064	570.8	540	187	24	41
インド(カルカッタ)				153	49	34
シンガポール	4	90.2	21,230	41	20	30
韓国	48	576.4	12,030	45	44	60
マレーシア	25	96.1	3,880	24	24	N.A.
タイ	62	135.9	2,190	82	11	23
フィリピン	82	87.8	1,080	60	33	N.A.
インドネシア	215	173.5	810	103	N.A.	N.A.
ベトナム	81	38.8	480	22	N.A.	N.A.

(注)ベトナムについては PM10 ではなく、TSP の 2000 年の値。

(出所) The World Bank(2005), 2005 World Development Indicators, Washington D.C.:

The World Bank. ベトナムについては The World Bank(2002), *Vietnam Environment Monitor 2002*, Hanoi: World Bank in Vietnam.

表 - 4 大気汚染防止装置の設置状況と操業許可の取得 (1990 年 - 1995 年)

	事業	設置			非設置
	所数	総数	取得2	非取得2	
	1				
1990	3,469	2,982	1,989	993	487
1991 <sup>3</sup>	3,215	2,849	2,014	835	366
1992 <sup>3</sup>	2,622	2,241	1,484	757	381
1993 <sup>3</sup>	4,250	4,123	2,093	2,030	127
1994 <sup>3</sup>	4,182	4,092	1,454	2,638	90
1995 <sup>3</sup>	4,330	4,255	1,692	2,563	81

- (注)1.大気汚染を引起す可能性のある事業所数。
  - 2.操業許可(Permit to Operate)の取得・非取得。
  - 3.データは不完全なものである。

(出所)DENR(1996), p.317 及び NSCB(2001), p.3-16 より作成。

# フィリピンにおける執行の状況

- ◆ 1989年から93年にかけて投資委員会に 登録した事業所で、汚染の処理設備が必 要とされるもののうち、わずか20%以下の 事業所しか、そのための建設許可、操業 許可を取っていなかった。
- ◆ 1980年から2003年にかけて環境アセスメント制度で証書の発行を受けた2万1千件のプロジェクトのうち、当局のモニタリングを受けていたのは18%のみ

# 環境影響評価制度の導入

- ◆ アメリカ:国家環境政策法(1969年)
- ◆ フィリピン: PD1586(1978)、実施細則(1979年)
- ◆ タイ: 1979年改正国家環境質向上法、81年科学技術工 ネルギー省告示
- ◆ マレーシア:1987年環境質命令(指定活動:環境影響評価)
- ◆ インドネシア:1982年環境管理法、86年政令29号
- ◆ ベトナム: 1993年環境保護法、94年実施細則と環境影響評価制度に関する省令、2005年改正環境保護法で戦略的環境アセスメント(SEA)を導入
- ◆ 日本: 要綱アセスメント(1984年)、 環境影響評価 法(1997年)

## 貿易·投資と環境:国際的枠組み(1) GATT/WTOパネル

◆ 環境保護措置の貿易制限効果を巡る紛争 米国 vs.メキシコ: キハダマグロの輸入規制(マ グロ・イルカ事件 米国 vs.EU諸国:キハダマグロの輸入規制(マ グロ・イルカ事件 米国 vs.インド、等ーエビの輸入規制(エビ・カメ 事件) EU vs.米国ー肥育ホルモン牛肉の輸入禁止 (SPS協定)

## 貿易・投資と環境:国際的枠組み(2) GATT/WTOとMEAs

- ◆ ワシントン条約(1975年)
- ◆ バーゼル条約(1992年)
- ◆生物多様性条約(1993年)
- ◆カタルヘナ(バイオセイフティー)議定書(2 003年)
- ◆ ロッテルダム条約(2004年)
- ◆ ストックホルム条約(2004年)

# 貿易·投資と環境:国際的枠組み(3) 化学品·食品·ナノ技術

- ◆ EUの廃電気電子機器指令(WEEE)
- ◆ EUの電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS、2006年7月1日施行) 中国「電子情報製品汚染規制管理弁法」(2007年3月1日施行)
- ◆ EUの化学品規制(REACH)
- ◆ FAO/WHO食品規格委員会(コーデックス基準)
- ◆ ナノを巡る安全基準/規制

# 貿易·投資と環境:国際的枠組み(4) FTAと環境配慮

### 環境条項を盛り込む:

- 1)FTAの前文、目的に環境保護を明記
- 2)一般的例外条項の一つとして環境措置を位置付ける

FTAの環境影響評価制度

- 1)米国
- 2)カナダ
- 3)EU

# 貿易·投資と労働: 国際的枠組み(1) ILOの中核となる労働基準

◆ 「中核となる労働基準(Core Labor Standard)」(1995年、ILO理事会) 強制労働の禁止 雇用および職業における差別待遇禁止 男女間の同一報酬の付与 結社の自由・団結権・団体交渉権、等 WTO第1回閣僚会議の宣言で言及

# 貿易·投資と労働:国際的枠組み(2) 労働基準を巡る二重基準

◆ 先進国は、途上国が労働基準を遵守せずに生産した製品を輸出していると批判(社会的ダンピング論)するが、途上国に進出した多国籍企業が労働基準を遵守していないケースが指摘される(スポーツ用品メーカーによる「児童労働」)

グローバル・コンパクト(1999年)、 OECD多国籍企業ガイドライン2000年)

### 貿易・投資と環境・社会配慮(まとめ) CSR(企業の社会的責任)とトリプル・ボトムライン

- ◆「CSRとは、・・・社会や環境に関する問題意識を、その事業活動やステークホルダーとの関係の中に、自主的に取り入れていくための概念」(欧州委員会)
- ◆「トリプル・ボトムラインとは持続的発展の観点から、企業を「経済(財務)」に加え、「環境」、「社会」という3つの面からバランスよ〈評価し、それぞれの結果を高めていこうという考え方である」(経済同友会)

### 最近の CSR を巡る動きについて

「CSR とは、責任ある行動が持続可能なビジネスの成功につながるという認識を企業が持ち、 社会や環境に関する問題意識を、その事業活動やステークホルダーとの関係の中に、自主的 に取り入れていくための概念である。」

(2002 年欧州委員会ホワイトペーパー「CSR に関する欧州委員会からのコミュニケーション: 持続可能な発展への企業の貢献」より)

### 民間の動き

### 日本経団連:

2004年2月「企業の社会的責任(CSR)推進にあたっての基本的考え方」を発表

2005 年 5 月 CSR に対する関心の高まりを背景に企業行動憲章の改定を発表

企業が持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動すること等を明記 サプライチェーン・マネジメント、グローバル化への対応等について加筆

10月 企業が自主的に CSR を推進するための参考として「CSR 推進ツール」を作成 課題分野、ステークホルダー毎に整理した「CSR 主要要素のマトリックス」及び企業の具体的な取組事例(304事例)を紹介

### 経済同友会:

2003 年 3 月 第 15 回企業白書「市場の進化と社会的責任経営」を発表 企業の社会的責任(CSR)という考え方を内外に強く訴える 市場、環境、人間、社会、コーポレートガバナンスの 5 分野 110 項目からなる新し い企業評価基準を提唱。

2006 年 6 月 「日本企業の CSR: 進捗と展望-自己評価レポート 2006」を発表 CSR の推進体制を構築している企業の割合は約 6 割 (2 年前から倍増) 従業員 300 名未満の企業でも、2 年前の全体平均とほぼ同じレベルの 32.1%が 既に何らかの体制を構築している。

### 政府の動き

#### 経済産業省:

2004 年 9 月 「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会」中間報告書を発表

< CSR の基本的な考え方 > (抜粋)

CSR は、最低限の法令順守はもとより、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、労働基準の遵守、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献など、更に地域投資やメセナ活動、フィランソロピーなど様々な活動に及ぶ。 CSR の内容・取組に関しては、企業の自主性・多様性と戦略的取組が重要。 CSR の信頼性を支える取組で最も重要なものは、情報開示と説明責任、ステークホルダーによる評価とステークホルダーとの対話。

### 環境省:

2005年8月「社会的責任(持続可能な環境と経済)に関する研究会」研究報告書を発表

CSR を「企業が各主体に及ぼす影響を把握し、これを考慮に入れて行動することであり、企業と影響を受ける各主体との間のコミュニケーションに重点をおかれる」と整理。

そのため、企業、政府、市民といった各主体の新しい関係を構築することが大切であり、その推進のためには、対等性、自主性、公開性の3点が重要。

### 国際機関等の動き

### 国際標準化機構(ISO):

2003 年 9 月 ISO 技術管理評議会 (TMB) が規格化検討の方針を決定

2004年4月 TMB が設置した高等諮問委員会が国際規格化を条件付で認める。

2005年3月 ワーキンググループ第1回総会をブラジルで開催

2005 年 9 月 ワーキンググループ第 2 回総会をバンコクで開催。国際規格 ISO26000 の設計仕様書について合意。

ISO では、政府、産業界、労働界、消費者、NGO といった主体を巻き込んだ議論を通じて、 社会的責任を負うのは企業のみでなくあらゆる組織であること(このため対象も CSR から SR に変更)、 規格は「~することが望ましい」というガイダンス文書とし、適合性評価(第三者認証)を目的としないこと、 マネジメントシステム規格にはしないこと等の方針が打ち出された。2008 年の規格発行が予定されている。

### グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI):

1997年 米国の市民団体 CERES (Coalition for Environmental Responsible Economies) が国連環境計画 (UNEP) との協力で GRI プログラムを開始。

2000 年 持続可能性報告ガイドライン第1版を発行

2002 年 国際 NGO として独立。 ガイドライン第 2 版を発行

2006年10月第3版の持続可能性報告ガイドラインを発行

GRI のガイドラインは組織が持続可能な社会に向けてどのように貢献しているかを明確にするために、その活動内容や製品・サービスの経済・環境・社会的側面についての報告を行う際に自発的に活用するもの。

現在、世界で約700社、日本企業も約300社に参照されている。

第 3 版ガイドラインでは、全ての組織に同様の情報開示を求めるのではなく、自らのステークホルダーの要求を認識しつつ報告すべき課題を特定し、優先順位をつけて情報開示することを勧めている。

### The Global Compact について

策定時期:2000 年7月(構想発表は1999 年1月)

提唱者: コフィー·アナン国際連合事務総長参加企業数: 2,300 社超(2005年12月時点)

### 背景:

グローバル化により、途上国経済の発展というプラス面が見られる一方で、貧困拡大・環境破壊 等の負の側面ももたらされ、これらの問題の解決には、国際的に活動する企業の協力が不可欠 との認識に基づき、アナン国連事務総長により提唱された。

### 特 徴:

Global Compact は5つの国連機関 人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連環境計画(UNEP)、国際労働機関(ILO)、国連開発計画(UNDP)、国連工業開発機関(UNIDO)によるネットワークを中心に構成。説明責任や透明性を確保することを目的とした原則であり、取締や強制といった規制ではない。

構 造:下記の原則により構成(策定時は9原則であったが、2004年6月に原則10を追加) 〔人権〕原則1 国際的に宣言されている人権の保護を支持し尊重する、原則2 人権侵害に荷担 しない

〔労働基準〕原則3 組合結成の自由と団体交渉権を実効あるものにする、原則4 あらゆる種類の強制労働を排除する、原則5 児童労働を実効的に廃止する、原則6 雇用と職業に関する差別を排除する

〔環境〕原則7 環境問題の予防的なアプローチを支持する、原則8 環境に対して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる、原則9 環境を守るための技術の開発と普及を促進する

[腐敗防止]原則 10 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む

以上

### OECD多国籍企業ガイドラインについて

策定時期:1976 年(1979 年、84 年、91 年、2000 年に改定)

策定主体:経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development) 参加企業数:国際投資フローの 87%、世界のトップ 100 企業のうち 97 企業がこのガイドラインの影響の下にある(OECD 発表による)

### 背 景:

多国籍企業による貿易・投資の自由化、経済のグローバル化に対する市民社会からの懸念が高まる中で、多国籍企業に求められる行動規範をガイドラインとして定め、政府以外の主張をできるだけ広くとり入れつつ、適宜改定することにより、市民社会からの懸念に応えることを念頭に策定された。

#### 特 徴:

元々は「OECD国際投資多国籍企業宣言(1976年にOECDで作成された法的拘束力のない文書)」の付属書として作成された、加盟国政府が多国籍企業に対して一定の行動のあり方を勧告する指針。同ガイドラインは、加盟国および遵守宣言国の 39 カ国に、本社を持つか、あるいはその国で活動を行っている多国籍企業を対象とした企業行動原則。

同ガイドラインは、政府からの勧告という形で効力を発するものであり、法的拘束力を有するものではないが、その実施にあたっては、採択国のナショナル・コンタクト・ポイント(NCP、我が国においては外務省・経済産業省・厚生労働省の三者)、「国際投資・多国籍企業委員会」(CIME)、「労働諮問委員会」(TUAC)、「産業諮問委員会」(BIAC)がガイドラインの周知を行うことで企業行動の規範としての役割を担っている。

国内のガイドライン違反の労働紛争については、当該企業が労組、使用者団体と協議し、調整を行うことで主には解決するが、解決に至らない場合には、CIME へ報告がなされ、OECD 総会での審議にまで至るケースもある。また加盟 39 カ国のうち 22 カ国の政府は、輸出信用や投資保障のためガイドラインを活用。中にはその促進と実施のため、大使館のネットワークを活用している加盟国もある。

同ガイドラインは1976年に発表されて以来、定期的に見直し改定作業が行われている。直近では2005年9月に見直し結果が発表され、そこでは企業が「企業の社会的責任」を促進するために、どのように自社のCSRを設計し、実施を強化するのかを検討しつつ、ガイドラインがそのために有効となるよう政府の支援をさらに広げることが再確認された。

#### 構造:

2000 年改定ガイドラインの骨子は、序文に加えて 10 章から成る本文、具体的な規定の趣旨を解説したコメンタリーである。その構成や背景説明は別図の通り。

### (参考: OECD 多国籍企業行動指針 ~ 構成と骨子~ )

序文	「行動指針」の基本的性格や背景の説明。
1. 定義と原則	「行動指針」は多国籍企業に対し、良き慣行の原則・基準を提供するものであり、法的に強制するものでない。加盟国
	政府は「行動指針」の普及を促進することを原則とし、「連絡窓口」を設置する。
u fu <del></del> 分	持続可能な開発の達成、人権の尊重、現地能力の開発、人的資本の形成、良いコーポレート・ガバナンスの維持のた
Ⅲ. 一般方針	め企業は行動すべき。
Ⅲ. 情報開示	企業は、活動、組織、財務状況及び業績について、タイムリーかつ定期的に情報開示すべき。
Ⅳ. 雇用・労使関係	企業は、従業員の権利の尊重、児童労働・強制労働の撤廃、受入国の基準を下回らない雇用・労使関係基準の採
14. 催用 方 使倒添	用、従業員の健康・安全確保のための適切な措置の実施、集団解雇の合理的予告などを行うべき。
V. 環境	企業は、環境、公衆の健康及び安全を保護し、持続可能な開発を達成することに十分考慮を払うべき。
VI. 贈賄防止(2000 年の改訂に	
て新設)	企業は、賄賂その他の不当な利益の申し出、約束又は要求を行うべきでない。
VII. 消費者利益(2000 年の改訂	企業は、消費者との関係において、公正な事業、販売及び宣伝慣行に従って行動すべきであり、また、提供する物品・
にて新設)	サービスの安全性と品質確保のため合理的な措置を実施すべき。
VIII. 科学·技術	企業は、受入国の技術革新能力の発展、受入国への技術・ノウハウの移転に貢献すべき。
IX. 競争	企業は、法律・規則の枠内において競争的な方法で活動すべき。
X. 課税	企業は納税義務を履行すべき。

### 表1 GATT/WTOのもとでの主要な環境関連事件

事件 (申立国v.被申立国)	紛争解決 機関と報告の年月日	WTO協定適合性が争われた措置	報告の内容
マグロ・イルカ事件 (メキシコ v.米国)	G A T T パネル 1991年9月3日 報告は不採択 注)	海洋ほ乳動物保護法(MMPA)のもとで、東太平洋のイルカの保護のために、 米国の国内基準を超えて海洋ほ乳類に重大な侵害または殺戮を引き起こす方法を使用して漁獲された商業用魚類の輸入の禁止	輸入の数量制限にあたりGATT第11条1項違反 GATT第20条(b)は適用不可 1.例外を接用しようとする国の管轄権外の人、動植物の 生命と健康の保護のためには利用できない 2.代替措置がある場合「必要な」措置ではない (この事件では、イルカを保護する国際協定がありうる代替 措置の一例として挙げられた) 3.取引制限が「予見不可能な条件」に基づいており、「必 要な」措置でない GATT第20条(g)は適用不可:予見不可能な条件に基 づく措置は、イルカの保全を主たる目的としていると見なさ れ得ない
マグロ・イルカ事件 (EEC、オランダ、 v.米国)	GATTパネル 1994年6月16日 報告は不採択 注)		マグロ・イルカ事件 と同じ第11条1項違反 GATT第20条(g)は適用不可:3段階アブローチを示唆。「他国にその管轄権内にある人又はものに関する政策を変更させるためにとられる措置」は、(主たる目的とするという意味で)有限天然資源の保全に関する措置ではない GATT第20条(b)は適用不可:3段階アプローチが必要とする。代替措置がある場合「必要な」措置ではない
自動車税事件 (EC、v.米国)	GATTパネル 1994年10月11日 報告は不採択 注)	米国が三つの異なる法令のもとで課した三つの自動車税。なかでも、すべての製造者(米国自動車製造者と輸入者)に、製造者が取り扱うすべての乗用車の燃費の平均水準以上の達成を義務づけるCAFE(Corporate Average Fuel Economy)規制のもとで罰金	輸入車が、国内生産・組立車と別個に取り扱われ、異なる計算方法を適用されているのは、外国製造者のいくつかの自動車に不利な(less favourable)条件を課しており、GATT第3条4項違反 GATT第20条(g)は適用不可:マグロ・イルカ事件 で採用した3段階アプローチを採用。米国は、輸入車に異なる計算方法を課するCAFE規制が環境目的を促進することについて証拠を出さなかった
ガソリン事件 (ブラジル、ベネズエラ v.米国)	WTOパネル 1996年1月29日 WTO上級委員会 1996年4月29日	米国が1990年の大気浄化法(Clean Air Act)のもとで制定した「ガソリン規制(Gasoline Rule)」。 事業者は、1990年の自らの品質基準に基づいて法定基準以外の個別の基準を設定できたが、その設定方法が国内精製業者には三つ、混合業者、輸入業者には一つしかなかった	<上級委員会>
エビ・カメ事件 (インド、マレーシア、 パキスタン、タイ、 v.米国)	WTOパネル 1998年5月15日 WTO上級委員会 1998年10月12日		<パネル> GATT第11条1項違反 <上級委員会> 第20条(g)は適用不可:輸出国に米国計画と同じ規制計画を採用することを要求していること、ウミガメを保護する二国間または多数国間協定の締結交渉を誠実に行っていないこと、措置実施のための移行期間や技術移転について加盟国間で異なる待遇を与えていることなどから正当と認められない差別であり、認証プロセスにおける透明性の欠如と手続的公平性の欠如から恣意的差別であるため、第20条柱書に適合しない

注) GATTのパネルの報告は、被申立国を含む理事会のコンセンサスで採択されていた。その結果、マグロ・イルカ事件 および 、自動車税事件については、パネルの報告が採択されなかった。

(出所) 高村ゆかり 「環境保護とWTO」 渡邊頼純 『WTOハンドブック - 新ラウンドの課題と展望』 (ジェトロ・2003)、122ページ

### 表2 主要な多数国間環境協定(MEAs)

	•	
採択年·発効年	主たる内容	日本の署名・批准
1971年2月2日署名 1975年12月21日発効	国際的に重要な湿地の保全	1980年10月17日発効
1973年3月3日署名 1975年7月1日発効	絶滅のおそれのある動植物種の国際取引の規制	1980年8月6日受諾
1985年3月22日作成 1988年9月22日発効	成層圏オゾン層の保護	1988年9月30日加入
1987年9月16日作成 1989年1月1日発効	成層圏オゾン層を破壊する物質の規制	1988年9月30日加入
1989年3月22日作成署名 1992年5月5日発効	有害廃棄物の越境移動の規制	1993年9月17日加入 1993年12月16日発効
1995年9月22日採択 未発効	先進国から発展途上国への有害廃棄物の越境移 動の原則禁止	批准はまだ
1999年12月10日採択 未発効	有害廃棄物の越境移動から生ずる損害の賠償に 関する規則を定める	署名せず 批准はまだ
1992年5月9日作成 1994年3月21日発効	気候変動防止の国際協力の枠組を定める	1993年5月28日承認 1994年3月21日発効
1997年12月11日作成 2005年2月16日発効	温室効果ガスの削減義務を先進国と旧社会主義 国に課す	1998年4月28日署名 2002年6月4日受諾
1992年6月5日作成 1993年12月29日発効	生物多様性の保護	1993年5月28日受諾
2000年1月29日採択 2003年9月11日発効	遺伝子改変生物の越境移動の規制	2003年11月21日加入 2004年2月 19日発効(国内法)
1994年6月17日作成 1996年12月26日発効	砂漠化防止の国際的枠組を定める	1998年9月11日加入
1998年9月10日採択 2004年2月24日発効	有害化学物質と農薬の国際取引の規制	1999年8月31日署名 2004年6月15日受諾
2001年5月22日採択 2004年5月17日発効	残留性有機汚染物質の規制	2002年8月30日加入
	1971年2月2日署名 1975年12月21日発効 1973年3月3日署名 1975年7月1日発効 1985年3月22日作成 1988年9月22日発効 1987年9月16日作成 1989年1月1日発効 1989年3月22日作成署名 1992年5月5日発効 1995年9月22日採択 未発効 1995年9月22日採択 未発効 1995年9月22日採択 未発効 1992年5月9日作成 1994年3月21日発効 1997年12月11日作成 2005年2月16日発効 1997年12月11日作成 2005年2月16日発効 1992年6月5日作成 1993年12月29日発効 2000年1月29日採択 2003年9月11日発効 1994年6月17日作成 1994年6月17日作成 1996年12月26日発効 1998年9月10日採択 2004年2月24日発効 2004年2月24日発効	1971年2月2日署名 1973年3月3日署名 1975年7月1日発効

注) MEAsについて、通常、「署名」は条約案の確認の効果を持つにとどまり、「批准」「受諾」「加入」「承認」により、国家は条約に公式に同意を表明し、条約に拘束される。 網掛けの条約は、WTO協定との抵触が問題となり得ると考えられる多数国間環境規定(MEAs)。(出所)高村ゆかり「環境保護とWTO」渡邊頼純『WTOハンドブック・新ラウンドの課題と展望』(ジェトロ・2003)、128ページ、西村正弘編『地球環境条約・生成・展開と国内実施』(有斐閣・2005)、環境経済・政策学会編『環境経済・政策学の基礎知識』(有斐閣・2006年)